2022年2月10日

各位

会 社 名 サイバーコム株式会社 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 渡邊 剛喜 (東証第一部 コード番号:3852) 問合せ先 取締役執行役員管理本部長 兀下 恵子 (TEL.045-681-6001)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、2022年3月18日開催予定の第44回定時株主総会にて、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、 次のとおり変更するものであります。

- ① 変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる 旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する ための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな	
<u>し提供)</u>	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主	(削除)
総会参考書類、事業報告、計算書類および	
連結計算書類に記載または表示すべき事	
項に係る情報を、法務省令に定めるところに	
従いインターネットを利用する方法で開示す	
ることにより、株主に対して提供したものとみ	
<u>なすことができる。</u>	

(下線は変更部分を示します。)

	(上豚は及業的月でかしより。)
現行定款	変 更 案
(新設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報につ いて、電子提供措置をとるものとする。
(新設)	2 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書 面交付請求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。
(新設)	<u>附 則</u>
(新設)	1. 定款第15条の削除および新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
(新設)	2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月 末日までの日を株主総会の日とする株主総 会については、変更前定款第15条は効力 を有する。
(新設)	3. 本附則は、2023年3月1日または前項 の株主総会の日から3か月を経過した日の いずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 3 月 18 日 (金)定款変更の効力発生日2022 年 3 月 18 日 (金)

以上